

1 学校給食提供の現状と課題

(1) 物価高騰による給食材料費への影響

本市では、令和6年4月から市立小・中学校の学校給食費の無償化を実施し、給食材料費を全て公費で負担しており、現在、一食当たり小学校270円、中学校330円を基本として、食材を調達し、給食を提供しています。

しかしながら、物価高騰が続き、給食用食材についても頻繁に値上げが行われています。栄養士や給食調理員は、食材を代用することなどで給食材料費の抑制に努めながら、こどもたちに必要な栄養価を満たした給食を提供していますが、現在の一食当たりの単価以内で学校給食を提供していくことが難しい状況になっています。

(2) 中学校給食の実施回数

令和7年度における中学校給食の実施回数は、1年生及び2年生が165回、3年生が140回となっています。

カリキュラムの変更等によって弁当を持参する日が増加していることから、給食実施回数を増やすことで、保護者の負担軽減を図る必要があります。

2 学校給食の献立て使用頻度の高い品目の価格上昇率

(1) 青果・精肉・卵(決定額(単価・税抜))

品種	令和6年度	令和7年7月	前年度比
にんじん 1kg	204円	260円	127.5%
キャベツ 1kg	103円	160円	155.3%
小松菜 1kg	500円	650円	130.0%
鶏肉(もも・こま) 1kg	1,280円	1,460円	114.1%
豚肉(もも・こま) 1kg	1,330円	1,500円	112.8%
鶏卵 1kg	420円	550円	131.0%
平均			128.5%

(2) 加工品(決定額(単価・税抜))

品種	令和6年度	令和7年度	前年度比
普通米(10kg袋)	3,700円	6,050円	163.5%
ロールパン 50g ※	60円	62円	103.3%
牛乳(200cc) ※	58円	61円	105.1%
さば切り身 40g	59円	69円	116.9%
大豆白絞油 一斗缶	4,133円	4,333円	104.8%
小麦粉 25kg	4,392円	4,677円	106.5%
平均			116.7%

※小数点以下を四捨五入しています。

価格の上昇率(平均):青果・精肉・卵128.5%+加工品116.7%÷2=122%

3 見直しの内容

物価高騰を踏まえ、一食当たりの単価を引き上げるほか、中学校給食の実施回数を変更し、次のとおり学校給食費等の改定等を実施します。

(1) 学校給食費一食当たり単価の改定

給食材料費が令和6年度に比べ、平均122%で推移しているため、次のとおり一食当たりの単価を改定します。

校 種	算 出 式 (現在の一食当たりの単価×価格上昇率)	改定後の額
小学校	$270\text{円} \times 122\% = 329.4\text{円}$	<u>330円</u>
中学校	$330\text{円} \times 122\% = 402.6\text{円}$	<u>400円</u>

(2) 中学校給食の実施回数の変更

保護者の負担軽減などの観点から、次のとおり中学校給食の実施回数を増やします。

学 年	現行の回数	変更後の回数	増
1・2年生【基準学年】	165回	167回	2回
3年生	140回	150回	10回

4 厚木市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正

一食当たり単価の改定及び中学校給食の実施回数の変更に伴い、厚木市学校給食費に関する条例施行規則を次のとおり改正します。

なお、今回の規則改正により、学校給食費を改定しますが、保護者の皆様に新たな御負担を求めるものではありません。

改正後	改正前												
<p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>年額</th></tr></thead><tbody><tr><td>小学校</td><td><u>61,710円</u></td></tr><tr><td>中学校</td><td><u>66,800円</u></td></tr></tbody></table> <p>備考 この表の右欄に掲げる年額は、児童等1人当たりの額とする。</p>	区分	年額	小学校	<u>61,710円</u>	中学校	<u>66,800円</u>	<p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>年額</th></tr></thead><tbody><tr><td>小学校</td><td><u>50,490円</u></td></tr><tr><td>中学校</td><td><u>54,450円</u></td></tr></tbody></table> <p>備考 この表の右欄に掲げる年額は、児童等1人当たりの額とする。</p>	区分	年額	小学校	<u>50,490円</u>	中学校	<u>54,450円</u>
区分	年額												
小学校	<u>61,710円</u>												
中学校	<u>66,800円</u>												
区分	年額												
小学校	<u>50,490円</u>												
中学校	<u>54,450円</u>												

年額の算出は、次の計算式によります。

$$\text{小学校 } 330\text{円} \times 187\text{回(基準学年*の年間実施回数)} = 61,710\text{円}$$

$$\text{中学校 } 400\text{円} \times 167\text{回(基準学年*の年間実施回数)} = 66,800\text{円}$$

* 基準学年とは、小学校は第2学年及び第3学年、中学校は第1学年及び第2学年。

* 基準学年の実施回数及び年額が最大値となり、それ以外の学年については実施回数に応じて別に定める額となります。

5 施行期日

令和8年4月1日(予定)

厚木市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の骨子に対するパブリックコメント手続実施要領（案）

1 目的

物価高騰に対応する一食当たり単価の見直し等に伴い学校給食費を改定するため、厚木市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

つきましては、厚木市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の骨子について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（11月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（11月1日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 骨子の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で11月10日から12月10日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は学校給食課（電話046-225-2683）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎5階 学校給食課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和7年11月10日（月）から12月10日（水）まで

※ 郵送の場合は、12月10日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第二庁舎5階 学校給食課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

- (4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市教育部学校給食課給食企画係宛て

(5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-224-5280

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 8250@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名 「学校給食費に関する条例施行規則改正パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正に当たつて参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。